

山梨地方最低賃金審議会
令和2年度 第3回山梨県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会 議事録（一部議事概要）

- 1 日 時：令和2年10月20日（火）午前9時30分～午前11時00分
- 2 場 所：山梨労働局 1階 大会議室
- 3 出席者：公益代表：伊藤委員、鷹野委員
労働者代表：雨宮委員、杉原委員、西海委員
使用者代表：金井委員、川島委員、内藤委員
事務局：田村労働基準部長、太田良賃金室長、小林賃金指導官

4 議 事

- (1) 改正審議
- (2) その他

5 審議会内容

(賃金指導官)

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会、第3回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、公益側岡松委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、鷹野部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

【 議事（1） 改正審議 】

(鷹野部会長)

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で何かございますか。

(賃金室長)

それでは、2点、説明をさせていただきます。

まず、1点目は、各側委員の皆様の控室についてです。

前回同様、労側の委員の皆様には「3階の相談室」を、使側の委員の皆様には「2階の相談室」を用意してございます。

待機いただく際には、事務局が御案内いたしますので、よろしく願いいたします。

2点目は資料の説明です。

お手元に配布しております資料の1ページを御覧ください。

これまでもお示ししております全国の輸送用機械器具等の製造業に係る特定最低賃金の改正状況をまとめた一覧表の最新版になります。

前回から、愛知、福岡及び福島を新たに追加しております。

愛知は、御覧いただくと部会の結審は10月2日と早いんですけども、その後、本審を開いて金額が確定したのが最近ということで、今回加えさせていただきます。

それから、福岡は、専門部会を開いた上での「0円、据え置き」で、いわゆる「0円答申」というレアなケースになっています。

審議の御参考にさせていただきたいと思います。

説明は以上です。

(鷹野部会長)

ただいまの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【議 事 (1) 改正審議】

(鷹野部会長)

それでは、これから、具体的な金額審議に入ります。

前回お話ししたとおり、本日は、できる限り、全会一致による決議で結審し、答申を行いたいと考えておりますので、各側の御協力をよろしくお願いいたします。

仮に差が埋まらない場合でも、公益案をお示しして、今日で結審できたらと考えておりますので、その点もお含みおき願います。

前回の専門部会におきまして、労働者側は2円、使用者側1円と、双方、一定程度、歩み寄りいただいた上で、一旦持ち帰り、再検討いただくこととなっております。

再検討いただいた結果につきまして、各側からお伺いしたいと思います。

最初に労働者側から、続いて使用者側からという形で、労働者側は残っていただいて、聴き取りをさせていただき、使用者側は一旦退席いただいて、労働

者側の後、聴き取りをさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(以下、金額審議を実施。)

概要は、以下のとおり。

1 労働者側の主張を確認

(1) 労働者側の主張

やはり2円を主張する。

理由は、発表された日銀甲府支店の短観や中銀の調査結果で、右肩上がりの回復で、景気が段々良くなるうとしており、自動車も回復しつつあるからである。

2 使用者側と折衝

(1) 労働者側の主張を説明

(2) 使用者側の主張

基本的見解で述べたとおり、基本は0ベースである。

ただ、今までの賃上げの流れがあって、それを止めないという一段上の考え方で、1円だったら妥協するとしたことに変わりはない。

それより上の金額では納得できないという意見で、使用者側委員は一致している。

仮に公益委員が2円の案を示した場合には、淡々と反対する。

3 労働者側と折衝

(1) 使用者側の主張を説明

(2) 労働者側の主張 1

他県の状況を見て、上のランクとの格差を縮めたいという思いもあり、やはりプラス2円を主張したい。

(3) 公益委員の見解

今の状態だと、自動車業界全体はなかなか厳しい。県内の企業は、下請け、孫請けが多い。

未満率も高く、これまで最低賃金が上がってきた分を消化し切れていない状況もある。

今年は、何とか1円で公益案をまとめたい。

(4) 労働者側の主張 2

他県の状況や景気の回復状況を考えるとプラス4円が妥当であると考えるところ、昨年、使用者側に譲歩いただいたことも考慮し、2円まで譲歩している。

審議資料25ページの影響率でも1円、2円共に8.3%と変わらないの

で、2円の主張は変わらない。

採決していただいて構わない。

4 公益委員打合せ

公益案を示して採決する方針を改めて確認。

5 労働者側への方針説明

(以上で金額審議を終了)

(鷹野部会長)

審議を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いしまして、各側の見解及び意見をもとに、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、ここに公益案を取りまとめるに至りました。

それでは公益案を提示いたします。

(鷹野部会長)

それでは、公益案を読み上げます。

標題等は省略して、本文を読み上げます。

労働者代表委員及び使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案を取りまとめるに至りましたので、ここで提示いたします。

記

1時間919円、引上げ額1円、引上げ率0.11パーセント

(鷹野部会長)

それではこの公益案について採決を致します。

慣例により、反対から決を採りたいと思います。

反対の委員は、挙手をお願いします。

労働者側3名ですね。

次に公益案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

使用者側3名、公益側1名の4名ですね。

念のため確認いたしますが、保留の委員はおりませんね。

ありがとうございました。

ただいま採決したとおり、反対3名、賛成4名ということで、公益案どおり可決をさせていただきます。

残念ながら、全会一致での決議となりませんでした。出席委員の過半数の賛成により、公益案どおりと決定させていただきました。

それでは、ただいまの当専門部会の結論、審議経過等につきまして、今後開

催されます本審において、報告することとなりますので、その「報告案」を事務局に作成していただきました。

報告案の配布と朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

報告書の案につきまして、朗読させていただきます。

令和2年10月20日、山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿

山梨地方最低賃金審議会、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
部会長鷹野正則

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月20日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員の皆様のお名前の朗読は省略させていただきます。

次のページは、別紙になります。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

- 1 適用する地域、山梨県の区域
- 2 適用する使用者、前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者、前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
- イ 清掃又は片付けの業務
- ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）。
- ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）。
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、919円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及

び家族手当

6 効力発生の日、法定どおり。

次のページは、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を10月6日に、また、第2回を10月13日に開催いたしました。

第3回目を本日、10月20日に開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、多数決により決議いただきました。

その下は、本審でございますが、令和2年8月20日に開催しております。以上でございます。

(鷹野部会長)

ありがとうございました。

それでは、この報告書の案につきまして、何か御意見等はございますか。

御異議がなければ、この報告書案のとおり、次回の本審に報告したいと思えます。

いかがでしょうか。

(各側委員)

異議なし。

(鷹野部会長)

次に、今後の手続につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

ただいま、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正につきまして、専門部会の採決が行われました。

全会一致による決議に至らなかったことから、今後、本審を開催いたしまして、改めまして、本審委員の皆様にご協議いただく必要がございます。

本審の開催日につきましては、今後、本審の委員の皆様の日程を調整させていただいた上で決定したいと考えております。

本審におきまして、改めて採決をいただいた後は、労働局長あてに答申をいただき、当日中に、この答申内容を山梨労働局の掲示板に公示いたします。

最低賃金法第11条第2項の規定により、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされており、関係労使より異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定されて

おりますので、また、改めて、本審、いわゆる「異議審」を開催させていただき、異議申出の内容につきまして審議を行っていただくこととなります。

異議申し出がなされた場合には、改めて、本審委員の皆様の日程調整をさせていただきますこととなります。

異議申出がなされなかった場合、または、異議申出を受けて、「異議審」を開催し、答申どおりが適当であるとの決定が改めてなされた場合、いずれの場合におきましても、労働局長が答申に沿って、最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

この官報に公示がなされ、その30日経過後に改正された最低賃金が発効することとなります。

以上でございます。

【 議事（２）その他 】

（鷹野部会長）

それでは、次の議題の「（２）その他」に入りますが、何かございますか。

（各側委員）

（特になし。）

（鷹野部会長）

事務局から何かありますか。

（賃金室長）

ありません。

（鷹野部会長）

それでは、以上で、本日の専門部会を終了します。

本日の議事録の署名ですが、杉原委員と川島委員にお願いします。

よろしくお願いいたします。

全会一致には至りませんでした。結審となり、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会における全ての審議は終了いたしました。

長時間にわたる審議、お疲れ様でした。ありがとうございました。

署 名 欄

公益委員

労働者委員

使用者委員
